

**東電旧経営陣3人無罪 原発事故強制起訴に東京地裁不当判決国の原子力行政を付度
「検察官役の指定弁護士は高裁に控訴しろ」の署名1万筆を超える**

「東京電力福島第1原発事故を巡り、業務上過失致死傷罪で強制起訴された勝俣恒久元会長（79）ら旧経営陣3人に、東京地裁の永渕健一裁判長は19日、無罪（いずれも求刑禁錮5年）の判決を言い渡した。

永渕裁判長は「当時の知見では、3人が合理的に津波の到来を予見できたとは言えない」とし、事故回避のために原発を止める義務を課すほどの予見可能性はなかったと判断した。検察官役の指定弁護士は控訴について「精査して判断する」とした。」（「福島民友」19年9月20日付け）

検察官役の指定弁護士は、双葉病院とドーヴィル双葉（介護施設）の入院患者50人が避難先に移送中に死亡したことを取り上げて、裁判に臨みました。主な争点は、「津波の予見可能性」「長期評価の信頼性」「結果回避義務批判」の3点です。この3点について、判決はいずれも被告の東電側の主張を認めました。しかし、民事裁判の多くは、「津波の予見可能性」「結果回避義務批判」を認めて、東電の過失を認めています。（17年3月前橋地裁、17年10月福島地裁、18年3月京都地裁、18年3月東京地裁、19年3月松山地裁）。

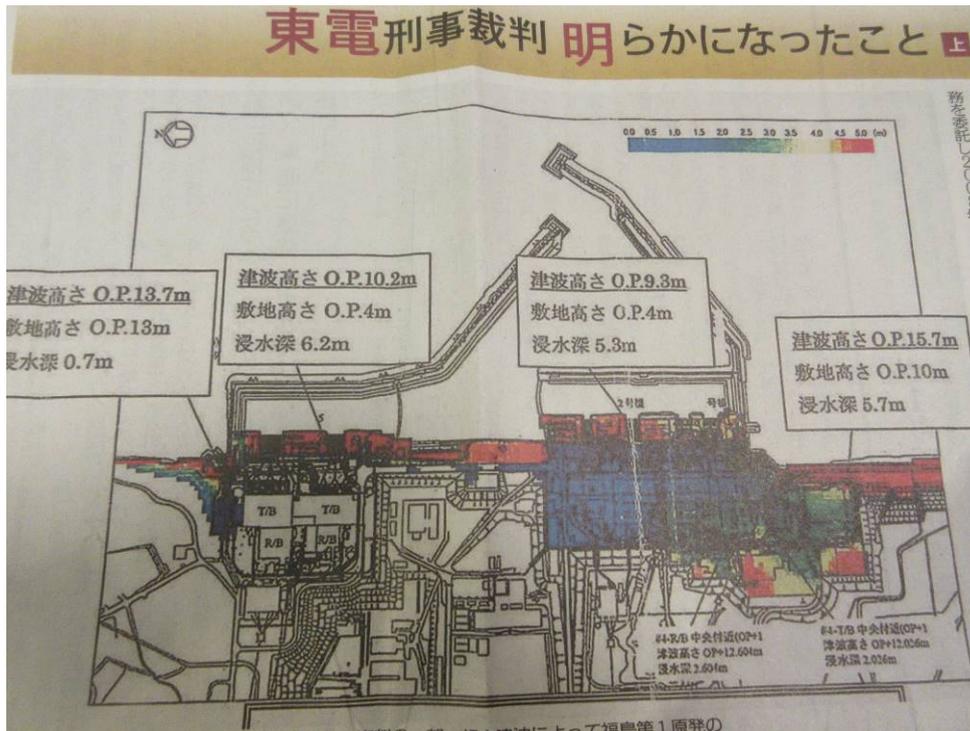
「無罪に絶句」東京地裁前怒り次々 だれも責任取らないのか

「この日、市民らは地裁前を埋めて判決を待ちました。無罪判決が伝わると福島市から京都府京丹後市に避難した宇野朗子さん（47）は、無罪判決にショックを受けながらも「この判決が正しいというなら、この国は企業が起こした大きな罪から、どんなふうにも社会を守っていけるのか。この判決を乗り越えていかななくては」と語りました。

判決後、福島原発刑事訴訟支援団は、東京都内で緊急抗議集会を開きました。集会では、「10年かかろうが、20年かかろうが、真実を訴えて罰したい」「これがどん底、這い上がるしかない。主張し続けることでしか社会を変えていく道はない」などの発言がありました。

告訴団の河合弘之弁護士は無罪判決について、「原発についての肯定が判決の下にある。（無罪の）結論を裏付けるため、ほとんど被害側の言うことを採用し、原子力村に付度（そんたく）している。たたかいは続きます。ひるむことなくがんばりましょう」と呼びかけました。」（「しんぶん赤旗」09年9月20日付け）

- ・ 検察官役の指定弁護士は、原発事故で避難中の双葉病院とドーヴィル双葉（介護施設）の患者50人が亡くなったことの責任について、被告（旧経営陣）を追求した
- ・ 旧経営陣の高齢・体調を考慮して、「懲役5年」ではなく「禁固5年」を求刑した
- ・ 民事裁判の多くは、「津波の予見可能性」「結果回避義務批判」を認めて、東電の過失を認める判決が出されている



【国の地震調査研究推進本部（02年7月）の地震予測、「長期評価」15.7m津波の説明は、旧経営陣にあった。しかし、旧経営陣は採用せず一決して想定外ではなかった】



【原発事故の責任は取らないが、退職金は満額取る旧経営者（朝倉悠三『震災絵日記』福島民報社）】（前号の「双葉通信」【第83回】も是非読んでください！）